

## 1. 平成27年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成27年6月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第110号 郡上市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の制定について

日程5 議案第111号 郡上市教職員住宅管理条例の全部を改正する条例について

日程6 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第113号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健 康 福 祉 部 長	羽 田 野 博 徳
農 林 水 産 部 長	下 平 典 良	商 工 観 光 部 長	山 下 正 則

建設部長 古川 甲子夫

教育次長 細川 竜 弥

消 防 長 川 島 和 美

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

環境水道部長 平 澤 克 典

会計管理者 佐 藤 宗 春

郡上市民病院  
事務局 長 尾 藤 康 春

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課  
主 査 武 藤 淳

議会事務局  
議会総務課  
主任主査 加 藤 光 俊

### ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 山 川 直 保 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 失礼いたします。一般質問も最終日となりましたけれども、通告に従いまして、大項目3点につきまして、お伺いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず1点目でございますが、消防の水利についてであります。

行政の責任といたしまして、市民の生命、財産を守るということは言うまでもなく最も大切なことであり、その責務は多大であると自分といたしましても承知をしております。

そこで基本的なことですが、確認のため本市の管理下にある消防水利のうち、公設の消火栓について、消防法及び省令における基準を全ての箇所を満たしておるのか。また、満たしていない消火栓があれば、何カ所ほどあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、議員御質問の消火栓における基準、あるいは満たしてない基準、箇所数についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、消火栓でございますけど、これは水道の整備にあわせて設置しておるものでございまして、現在これは準公設も合わせてでございますけど、3,691基が設置されております。水道管の水圧につきましても、水道法で施設の種類によりまして水圧基準が定められておりまして、全ての水道施設において、そういった水道法上の設置基準は満たしておるところでございます。

議員が御質問にありました消火栓につきましてですけど、消火栓の水圧ということになりますと、郡上市特有の急峻な地形というのがございますので、そういったことによる水道管の高低差、あるいは配水地との関係がありますので、そういった高低差によりまして、放水に十分な圧力が確保できない箇所もあるのも事実で、そういった箇所が何カ所かあるのも事実でございます。

議員が御質問されます、消火栓が、水圧が低下いたしますと、そういったところにつきましては、初期消火のほうに影響が出てくるということでございますので、そういった低い圧力のところにつきましては、環境水道部等とも協議いたしまして、改善について進めておるところでございますけど、またあわせて、そういったところについては防火水槽、そういったものの整備も進めていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（1番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） はい、理解いたしました。

3,691基と、大変たくさんありますから、実際その導水管、その分岐あたりでの、どれだけの動水圧があるかというようなことは、なかなか確かめられないものだと思うんです。ですから、その給水口で、それをはかりながら、その防火水槽も含めて今後修繕、早急にそうした設備を入れかえたいということをお願いをしておきます。

次の質問ですけれども、この消火栓の機能の管理に当たりましては、管理者、つまり本市が平時より責任を持って、その維持、修繕に係ることが望ましいと考えます。また、冬を越しますと収納箱とか、そして消火栓の看板などの修繕が必要な箇所が多く見られます。そうしたところを、やはりこれは自治会任せとか、消防団員任せじゃなくて、市のその担当者が直接点検されることが望ましいということを思います。また、そうした看板などについて、これまた冬季に入るまでに修繕をしっかりとされるかどうか、その見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 先ほども申しましたように、非常に3,691基と非常にたくさん設置もしてございますし、範囲も非常に広範囲にわたっておるところで、議員御指摘のように、市職員が直接やるべきではないかというところでございますけど、やはりそういったところ等を考えます

と、市職員が直接そういった管理、点検をしていくのは非常に難しい現状があるかと思えます。

そういったところで、消火栓の点検等のところにつきましては、今現在自治会ですとか、消防による初期訓練、あるいは消防団での定期訓練におきまして、現在点検をしていただいておりますので、これからも引き続き同様の対応をしていきたいというふうに考えております。

また、市としましても、全く何もしないというわけではなくて、道路パトロール、あるいは水道施設管理パトロール等がございますので、そういった折には状況を把握して、そういった点検もしていきたいというふうに思っています。

また、積雪によりまして備品等々の話もございましたけど、まず消火栓の位置を確認するには、今の消火栓の設置看板、あるいは使用しようと思えますと、そういった備品等の設備が非常に重要ということになりますので、今後につきましては、そういった雪が、例えば冬季、除雪が終わった段階、そういったときにつきましては、消防団等の訓練、あるいはそういったときをお願いしまして、そういったところの点検等を行いまして、早急に修理、対応ができるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 私がお願いしたいのは3,600幾つありまして、地域7つの振興事務所職員が1日、2日も一緒に、その班長などと一緒に回れば回れると、同じ目線で、同じ規定で、そしてその修繕がどの程度かということをしつかりと把握することが大切ですから、回っていただきたいということを思います。

今、お手元のほうにカラーコピーのほうを出ささせていただいておりますが、これは本市の北部におけます多雪地帯です。消火栓の写真を撮ってまいりました。お見受けしていただきますように、その消火栓は地上式でありますけれども、その頭の部分が地上から20センチ、そしてもう一つは25センチしか出していない消火栓があります。

これはもちろん道路改良などによってこういうふうになったこともあるんですけども、こういう消火栓は雪が20センチ、30センチ降るごとに消防隊員が見回って掘ったりして点検しなければならない、非常に苦勞するわけです。しかも全部がロータリー除雪じゃございませんので、重機の排土板の除雪の場合、しかもその雪が湿っておる場合、横に押しついたりすると、それは硬くなって、もし深夜に火災など起きたら、その硬い雪を剣スコなどで削って消火作業に当たらなければならない。そういうこととなりますと、本当に初期消火というものは1分、2分のおくれというものは被害が大変大きく違うと思います。

ここでちょっと消防長さんにお伺いをいたしたいわけですが、家屋火災の場合、特に1分、2分のおくれというものは、その消火作業のおくれというものは、いろんなケースはあると思いま

すけれども、経験上、総合的な見解といたしまして、どのようにその時間で変わるのかというものをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 一般的な木造2階建て住宅で、こういった住宅が多いですので、こういった住宅で火災が発生した場合は、火災出火から火災の最盛期と言いまして、一番勢いよく燃えるまでの時間です、最盛期というのは。この時間というのは6分から10分の間に、出火から6分から10分経過すると最盛期になると一般的には言われております。実際、木造の住宅ですと、そういった状況になります。

以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） やはり本当に1分、2分というものは、どれだけの火の勢いが変わるかということが今の答弁でよくわかりかということをお思います。

そこで念のために消防長にもう1点だけお伺いをしたいわけですが、私はこの消防の水利、この維持、修繕の要望、この要望につきましては、本当に防災、防火のことに関しては、普通の一般の自治会の要望のように、要望が自治会に上げられ、そして自治会から振興事務所に上がり、そして本庁に上がるような形式をとるものではなくて、本当に市民の生命と財産を守る一番大事な郡上市の消火栓、これは管理者の責務といたしまして、やはり職員が春先に回られて、そして実際自分の目で見て、そして直接本庁にも上げられる。そして迅速にこの6月議会にでも補正が組めるような、修繕をですね。そうした仕組みの要望経路にするべきと私は思うわけですが、どのような見解を持たれますか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議員御指摘のとおり、こういった消防の備品でありますとか、そういった消防の不備等については、即火災初期消火に影響しますので、早急に対応すべきというふうには考えております。

お示しいただきましたこういったようなところについては、先ほど申しましたように、改めて設置看板、あるいはこういった備品の不備等については、点検をしまして、直さなければいけないところは早急に対応をしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、それを市職員が市職員の責任において全てやるっていうのは、なかなか先ほど言いましたように、非常に大変なことですので、消防、あるいは自治会等、いわゆる災害時における自治会等の自治ということですね、災害をみずから守る、そういった観点からも、そういった消防、あるいは自治会等に、そういった点検部分におきましては、やはりこれからも担ってい

ただきたいというふうに考えますし、市の職員につきましても、そういった折には同行させて確認等はさせていただきますけど、そういったほうの方向でお願いしたいと思います。

ただし、今申されましたように、こういった不備があると、これについては早急に改修できるような体制はとっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） お願いをいたしておきますが、市職員、担当職員みえますから、同行されて写真を撮ったりとか、そういう作業につきましても、しっかりとしなければいけない、それを消防団に任せるわけにもいかない。ですから、やはり回る必要もあると、同行していただきたいということをお願いをいたしておきます。

次の質問に移りますが、以前にも質問をいたしましたけれども、今シーズンの積雪は、特に北部を中心に大雪となりまして、消防団員は水利の確保、管理に通常の年よりも本当に苦勞をされました。

そこで管理面と防火体制の向上のために多雪地域においては地上式の消火栓で丈が高くて、そして二段で2口、放水口を有する器具への変更を本当に自治会からも要望が出ておるところでございます。

この消防に関しましては、施工費の増大が幾らかかっても、それを費用対効果などで考えるものではなくて、本当にどうしてもやらなければいけない必要な予算、お金だと思っております。その点について所見を求めたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 今議員御指摘の2口の消火栓でございます。通常単口の消火栓は70センチから80センチぐらいということで、郡上市は全て今その単口でございます。今議員が御指摘になりましたのは、それが1.4、2カ所にありまして、1.4メートルぐらいの高さまでに上がるというものでございます。そういった前回御指摘を受けましたので、試験的に高鷲のほうで1カ所設置しておるところでございます。それにつきましては、実際に訓練をしたとか、冬季間ですね。ちょっとしてございませんけど、やはり雪が降ったときには見やすかったというような意見等もお聞きしているところでございます。

それで、今後2口消火栓等につきましても、設置のことにつきまして、いろいろ市としましても調べたところがございますけど、まず白川村ですとか、岐阜県内の豪雪地帯、そういったところで、どういうふうなことを対応してるかというふうなことを確認させていただきましたけど、そういったところにつきましても、やはり2口の消火栓というのは、やはり設置していないと。やはり住民ですとか、自治会、そういったところで掘り出して使ってるというふうな現状であるようござい

ました。

また、市のほうのメーカーさん、今使ってる消火栓のメーカーさんにも、そういった実績等を確認させていただきましたけど、やはり北海道であるとか、東北地方のところには設置等の実績がございましたけど、岐阜県内ではないというふうなことでございました。そういった実績もあるのも事実でございます。

ということで、郡上市としても、これからどういうふうに設置していくかというところは、やはり今までのところのような単口式のところで設置していきまして、そういったところに雪が降った折には、やはり掘り出しっていいですか、そういったところを常時掘り出して、そういったようなところで使いやすいようにしていただきたいというふうなのが基本というふうにして考えております。

ただし、豪雪地帯のほうには地形でありますとか、除雪等によりまして、どうしても雪が非常に常にたまっておりまして、消火栓が常に埋まってまうようなところとか、あるいは地形によって非常に雪だまりがあって、その消火栓の掘り出しってというのが非常に苦勞するようなところ等々があるかと思しますので、全て単口式ということなしに、そういった要望、あるいは自治会長さんと、そういったところとよく協議をしまして、どうしてもそういったことが必要であろうというようなところをよく確認したいと思しますし、2口の消火栓になりますと、冬季間のしおりは、見る面はいいと思うんですが、実際にそこまで行ってさして放水するというところの手間等もございまして、夏場における、そういったところの扱い等々についても考慮が要るかと思します。

また、備品をどこの高さにするかということも、備品が1.4メートルの高さにありますと、結構大変でございますので、そういったところ等々の効果等もいろいろよく検討しまして、そういった箇所については、よく自治会、あるいは消防団等と協議した上でこれから対応していきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思します。

(1 番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山川直保君。

○1 番(山川直保君) 意見として申し上げておきますけれども、夏場の管理上というものは、そう関係ないような気がいたします。私がただ、この背丈が高ければいいというものだけを言ってることではありません。通常の火災では、やはりもちろん3口以上、もちろん5口の給水口があれば一番理想というふうにされておりますけれども、やはりその導水管にしっかりと圧がある場合、2口から出せば、よっぽどこれがいいと思します。

近くの防火水槽からまた引っ張ってくる、三線引っ張ってくるということも考えられますが、そこはまた雪で埋まったりする場合、それ雪かきしたりすることもある。ですから、私の言ってる高さだけではなく、2口でしっかりと流量があれば、それだけの消火ができるということも利点

になるということを申し上げておきたいと思います。

次の大項目に移らせていただきます。

国勢調査について質問をいたしますが、本年の10月は第20回の国勢調査が行われる年であります。調査に当たりましては、過去の調査体制を検証いたしまして、より積極的な調査を求めたいと思います。

なお、本市にとって今回の国勢調査のタイミングは本当にチャンスであるということを思います。高速道路の4車線化工事によりまして、3カ月以上の滞在者の方が多く居住してみえること、そして季節的に10月ですと農業研修生等の外国人の方とか、そして観光施設にも多くの働きに来てみえる流入者の方がみえることから、ぜひともそこを見逃さずに、きめの細かい調査がなされるよう、担当者におかれましては万全を期されたいと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいま国勢調査の御質問をいただきました。ことしはおっしゃるとおりの10月1日基準日に国勢調査があるということで、既に郡上市では5月1日に町内にこの国勢調査の実施本部というものを立ち上げてございます。ここでは、特に副市長を本部長としまして、各振興事務所に実査班ということで、振興課長を実査班長ということの体制で組まさせていただいております。

これまでに、これは5月1日の立ち上げですけども、4月のうちの庁議と所長会で、この話をしまして、5月1日に立ち上げたということでございます。5月に入りましてからは所長会で、6月もですけども、私出まして、直接、ただいま山川議員がちょうど申されたような建設事業でありますとか、あるいはいろいろな観光事業でありますとか、そういうことで郡上にもともと見えた方ではない方も今回はしっかり大勢見えるという想定がございますので、その分についてはしっかり漏れなくそれを調査対象としていくようにということで、5月のうちに既にそうした拠点的な事業として来られているところについては既に調査をといえますか、調査に行くところがどこにあるかというところにつきまして、既に動いていただいております。

それから、このことにつきましては、7月ぐらいからしっかりと市民の皆様に広く国勢調査があるという周知をしてまいりますけれども、こうした調査のPRの中で、例えて言いますと、いわゆる今回特にそうした事業者があるということに対しまして、別荘とか工事関係者に対しましては、チラシを配付していこうと、そしてこの調査というものにしっかり御協力をいただこうということとしております。

特に、住んでおられる要件の中で、既に3カ月以上住んでいる方、あるいは住み始めてから3カ月にはならないけれども、3カ月以上にわたって住む予定の人っていうのはわかるわけですけども、2カ所に住所を持ってみえる方であるとか、本来は岐阜に自分の住所があるけれども、郡上に

働きにきてみえるという方につきましては、非常にどちらかっていう迷う場合がありますので、この点につきまして、特にこの郡上市内で寝泊まりする日数の多い人が郡上としてしっかり把握していきましょうということについて、さまざまなQ&Aをもちまして、勉強会を持たさせていただいております。

いずれにしても、現在まだまだ指導員、調査員の体制はこれからではありますけれども、申しあげましたような実施本部体制と、それからいわゆる統計担当者会におきまして、事前の今準備をつくって毎日そのための取り組みをさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

(1番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) よく理解いたしました。本市においてもホームページで国勢調査の一覧をつくられて、織田信成選手が出ておるものも流れておりましたし、5月1日に、この本部を立ち上げになるということで、早い対応でよろしいかということをお思います。

そうした中で1点だけ、やはり今度調査員を募集されて、その調査員の方にその情報、あらかじめ得た情報をしっかりと、そのつかんだ情報をしっかりと伝えておくと。末端の体制がいかにか生きるようにするかということまでを充実していただきたいということをお願いをしておきます。

昨日の2番議員の答弁の中で、ちょっと1つ思い出しましたので、1点だけ申し上げたいことがございます。

市長がことしの国調では社人研に近い数値が大体出るものであるというような言われ方をされておりました。郡上市の資料で、平成22年の国勢調査による郡上市の人口が確定しましたという、これ郡上市が出されております。私、どうしてもここの数字が合わないのでないかと思つてずっと考えておりました。

この表があるんですけど、これ何が言いたいかと申し上げますと、平成7年の国調から12年にかけてのマイナスのポイントがマイナス2.8ポイントの差が減ったんです。そして12年から17年の国調に対しては3.8ポイント、1ポイント大きくなっています。そして17年からこの前の22年の国調は何と6.3%のダウンということです。これは2.5%もダウンしてる、倍以上。これおかしいなと思つて考えるわけです。平成11年に荘川インターまで延びまして、平成12年に清見インターまで延びた、ほとんど全線開通をいたしました。それに伴って工事関係者の飯場等も12年には引いていった。12年に引いていったんですね。引いていったにもかかわらず、引いていったんですけども、17年に対して同じ比率で落ちているんです。

しかし、そこから平成22年までは、そういった大きな人口動態がないと思うんですけども、流入の。それが6.3というポイント、非常に落ち方が激しい、これ何があったんか私わからんです。

もう一つ、住民基本台帳を平成7年から並べてみたときに、国調があった年に国調の数字との比

率を見てみるとどうしても合わないんです。平成22年、何か手落ちがあったんじゃないかというふうにいつも考えておるんですけど、今回は市長が言われるように、この数字が社人研に近いものになると言われましたけど、私はそうじゃないというふうに見ております。

私は、社人研では今回4万1,714人になるというふうに書いてありますけれども、この比率を前と同じパーセントでの落ち方で見ていきますと4万2,800人ということで、約1,100人くらい落ちないんじゃないかというふうに私思います。それプラスアルファ工事などで来てみえる方みえますから、それ結構住民基本台帳上に近くなる数字が出るんじゃないかと思って期待をいたしております。

私も予想ですけども、その住民基本台帳と国勢調査の比を1回計算をしてみてください。頑張ればいい結果が出るんじゃないかということをお願いしておきます。

最後の質問に移らせていただきます。

通告しておりますけれども、市長におかれましては、国、県事業の推進とその予算獲得に御努力をいただいております、敬意を申し上げます。

通告いたしましたように、県事業の中でも土木事業の計画について要望する際、市長としてお考えになる明確な優先順位や各箇所予算づけについて、積極的にイニシアチブを発揮されたいと考えます。同時に、市民の皆様や書いてありませんが議会に対してもその計画の開示、それと進捗をその都度お聞かせいただくようお願いしたいと思います。

なぜこのようなことをお聞きするかと申し上げますと、私、昨年、産業建設委員長代理といたしまして、県や国の機関への要望によくお供をさせていただきましたけれども、市の立場からして、数ある事業箇所のうち大きなプロジェクト、例えば明宝トンネルとか濃飛横断、そして高速の4車化、国道156号の郡上大橋、そして大和改良など、それを除くほかの主要道路4路線ありました。そのうち、4路線の中の8カ所、それと一般県道の10路線のうち11カ所の要望を出しておられますが、一体この中でどういう順位で市長が要望されているのか、失礼ですけども、はっきりと私のかぎりではそれがわかりませんでした。

昨年は7月14日に県事業の要望箇所を県の土木事務所の方々と、そして市長さん含めまして、建設部含めまして要望箇所226カ所の道路新設や維持、そして改良や河川、砂防に至るまでの視察をされて、お願いをされておみえですけども、この場所はどうしても早く頼みたいとか、この場所は少し後でもいいかなという具体的なことを県に申されておるんだろうと思いますけれども、どうであったかお聞きしたいということなんです。

私たちの議員の活動というものは、地元の市道であれ、県道であれ、市民の要望は一緒であります。特にその事業促進に当たっては自治会とか、そして地権者の間に立って話を聞きながら、その理解を求めていくというのも私たちの議員の仕事であります。

そうした中で、市がどういう向きを向いているんだという力加減も情報もないと、自分みずから

が県土木へ行って、どうなっているんだというようなことをお聞きしながら進めなければならないこともあります。

実際私も県道の用地のことで、こうやってきた部分も昨年もありましたけれど、よくよく見てみましたら、せっかく用地やったとこのお金がついてないというようなこともございました。県の活動等は市は違うんでしょうけれども、やはり市は市として強く市民の要望の強弱などを敏感に反応して、それを推進していくという活動が建設部長とか、その職員に任せることなく、産業建設も一緒に両輪となって市長と動きたいわけです。そのようなことを感じて1年間おりましたが、その点につきまして市長の御所見を伺いたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います、ただいまお話がございましたように、郡上市内でいろんな市民の皆さんの生活に関係のある県の事業というものがございます。あるいは国の事業というものもございます。郡上市、大変広いわけでありまして、また市民の皆さん方にとっては、御指摘のように、これは国の所管だ、これは県の所管だ、これは市の所管だという区別なく、やはり実際の生活の中でいろいろと不便を感じておられたり、危険を感じておられたりというようなことで、どうかしてほしいという大変強い、真剣な御要望を持っておられる箇所、非常にあるわけでございます。

今お話がありましたように、市のほうでは毎年郡上土木事務所の一定の所長さん初め職員の皆さんと、それから郡上市の建設部の職員、そして大抵は同行していただいておりますが、県議会議員さん、そして私ないしは副市長という形で、おおむね大体土木事務所の仕事ですと、2日間にかけて、わたって、郡上市内のいろんな要望箇所、実態を見て回ります。時には現地で降りて、あるいは場合によっては車内からの説明ということにもなりますが、道路の建設維持、あるいは河川、砂防といったようなことで、昨年は先ほどお話がございましたように226カ所もの要望、詳細な写真をつけ、また要望内容もつけて要望をいたしております。ことしも近くやる予定にしておりますが、ことしもやはり同じく235カ所ぐらいを予定をいたしております。

そこで、今お話がありましたように、一体どんな強弱、順位をつけて県に要望しとるのか、こういうことではありますが、これは非常にある意味では難しい、市民の皆さんにとっては自分のところが一番最優先してほしいと、ここが大事なんだよということはお聞きをいたしておりますので、私たちは、そのまず声を伝えるということについては全てあらかじめもうこれは今限られたところで言ってもだめだというような切り捨てをしないで、できるだけ、そういうやってほしいというところは、こうやって総体的に上げているつもりでございます。

ただし、一方では、やはり郡上土木事務所も限られた財源の中で1年間の仕事をしていかれるわけですから、全てが全てもちろんその年度にやってもらえるというふうには私どもも思っていない

ということですが、ことしだめなら来年、来年だめなら再来年というような形で、あるいは当初の予算でだめだったら何とか補正の予算でも、そういうものがついたときにやってもらえないとか、いろんな望みをかけてお願いをいたしております。

そういう中で、じゃ、全く基準がないのかと言われますと、これについては私どもも1つは、例えば、一定の継続事業でなるべく早くけりをつけてもらいたいとか、そういうものであったり、あるいは昨日も要望がありましたけれども、小中学生の通学にとか、一般の市民の皆さんの交通安全ということから、命にかかわるといようなものについてはできるだけ早くやってほしいとか、それから過去において一定の進捗をしてたんですが、用地問題等が非常に難しく、そして頓挫をしていたと、しかし近年そういう用地問題も解決しそうなので、あるいはしたので何とか従来からの事業を進めてほしいというような地元からお話がございます。そういったこと。

それから、主観的ないろんな要因としては、私どものほうへ、大抵年間何十件と地元から要望はおいでになります。そして、私どものところへおいでいただいて、また土木事務所へ行かれる、あるいは農林事務所へ行かれるというような、本当にそういうやはり自治会ないしは関係の皆さんがわざわざおいでになって要望されるものというのは、よほどやはりお困りになっているんだという気持ちも持っておりますので、そういうことも勘案をするという形の中で、でき得る限り、やはり早くやっていただきたいものということで県のほうへ、あるいは国のほうへお願いをしていると、こういうことでございます。

なかなか科学的なといいますか、その評価というものについては難しい面があって、建設部のほうでは一定のやはり事業を進めていく上での評価点のようなものを持っております。そういう建設部のほうの意見も聞きながら、あるいは私もいろいろと市民の皆さんからの要望をお聞きしながら、できるだけ個別の名前を上げてお願いするものについては要望、県要望等において要望いたしますが、あとはこのほかにもたくさんありますがというような形で要望してるということでもあります。

やはりおっしゃるように、できる限りやっぱりそこは必要性の高いものというものをいろんな観点から公平、公正に、やはり重点的に絞りながら、インパクトのある要望をしていきたいなというふうに思っております。

また、県、市議会の各議員さんのところにもいろんな要望が寄せられると思いますので、そういう要望につきましては建設部ないしは私どものほうへ、また情報を寄せていただきたいというふうに思います。

それから、こういう県の事業がやはり市民の皆さんに毎年毎年やられるということについて、どのような状況なのかっていうのを、やはり知らせるといことは非常に大切なことだというふうに思います。

もちろん議会に対してもそうですけれども、議会に対しては毎年、私どもが収集し得る限りにお

いて、郡上土木事務所ないしは農林事務所から、本年度の大体事業計画はこうですよという資料は産業建設常任委員会初め各議員さんには資料としてお配りをしておりますが、私は郡上市民は、また同時に岐阜県民でもあるわけですので、県の事業とかいろんなものについても、やはり同時に知っておくということは、もちろん県民としての当然のことだとも思います。

どんな方法がいいのか、今郡上市選出の県議さんはいろんな広報誌、後援会の広報等のような形で、かなり詳細な事業、この土木事務所、あるいは農林事務所の事業を御紹介しておられますが、あれはあれですごく市民にとっては、どういう配布の仕方しておられるか、新聞の折り込み等をしておられますけれども、あれはやはり市民にとって大きな情報提供の手立てになっているのかと思えますが、いろいろと郡上土木事務所、あるいは農林事務所等とも相談したいと思えますが、例えばの話ですが、よく所長さん方に言ってるんですが、ケーブルテレビで広報番組という、行政広報番組という枠組み持ってますので、例えば所長さんが出て、ことしの例えば郡上土木事務所の事業は主なものはこんなものですか、農林事務所の事業の主なものはこんなものですかというちょっとした解説をしていただくなんていうことも、やはり市民にとっては、その情報を得る一つの有効な手立てなんではないかというようなことを思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） はい、理解をいたしました。

私もちょっと反省する部分があるんですけども、というのは、合併前の町村時代の、その町村議会議員と県との間というものは、かなり近いものがありました。本当に意思の疎通がとれながら、市道、町村道のその用地解決プラス県の用地開発にも非常に、失敗することも、逆に失敗になることもありましたけれども、それに協力する体制というものがしっかりと町村長以下一丸となってとれておって、本当にそれが両輪となって進むと、早く進んだと思います。

今、県の例えば用地の方、そして市の用地課にも、この用地何とかならんかとか、あんならんかとか、そういう御相談が少ないようにも感じます。自分がその地元で知って、地元の中でどうなんやとって、それから解決していくという、順番の手口がそこしかないわけですね。

ですから、やはり県とそして市議会といいますか、私たちともっと近くなるというような活動が大切でしょうし、県の事務所へも私たちも足を運びながら、十分運びながら、そしてそういう方々といういろんなお話をする中で、地元要望も県に直接伝えたり、そういうことができるといいんだなということを思っております。

その点、また建設部長からも今いろんな情報ということもございましたけれども、名前上げただけではどこの地名じゃわかりません。それで、やはりそういうことが委員会だけじゃなくて、皆さんに場所とそれがわかって、どういう進捗かと、細かいことをまた聞きに来てくださっても結構

なんですけれども、そういう形がとれるようにしていただければ、もっともって事業が早く推進されていくのではないかとことを思いまして、お願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

---

◇ 田代はつ江君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

なお、3月に火災予防と女性防火クラブについてということで質問を用意していたんですけれども、時間がなくてできませんでしたので、少し寒い時期から内容がずれてきていると思いますけれども、そのまま行いたいと思います。

きょうは4点の質問を用意いたしましたけれども、できることなら次回に回さないように全部行いたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

最初に、火災予防と女性防火クラブについて、火災はちょっとした不注意により起こることが多く、年間通じて火災予防には細心の注意を払わなければなりません。テレビ、新聞紙上からは連日のように火災による無残な焼け跡の様子が伝えられ、改めて火の恐ろしさを教えられる毎日です。

最近はどうとい命が失われるケースが多く、心が痛みます。また、住宅密集地では、屋根裏を伝って火災が拡大し、大きな火災になる傾向があると言われていますが、住宅密集地での火災予防、初期消火などの取り組みの状況について、あわせて市民が気軽に参加できる防火講習会の開催について、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。

最初の住宅密集地での火災予防と初期消火の取り組み状況ということですが、住宅密集地で火災が発生した場合、重要なことは、やはり消防署と消防団が1つの組織体として活動することが重要であるというふうに考えております。

この消防団と消防署の連携強化のために、平成26年度は市の消防団の3つの方面隊で、それから今年度は八幡方面隊を含む2つの方面隊で密集地火災防御関係の研修を、消防職員が指導者となって実施しておりますし、訓練も実施しております。

また、市の防災訓練や方面隊ごとの演習を通じて、消防署と団の連携活動訓練を行っております。

そのほかに事業所と、それから自治会合同での消防訓練も実施されております。

次に、防火講習会の件ですけれども、消火器の使い方など実技を含めた防火教室、それから初期消火訓練等の出前講座を年間を通して開催をしております。

平成26年度の開催の数ですけれども、市民や各種団体等を対象とする防火教室、これを24回、受講者は715人、それから事業所等を対象とする消防訓練、これは278回、1万5,519人の受講者がありました。そのほかにも公募による市民講座を平成23年度から開催をし、災害時の対応要領等の指導を行い、共助を目的としたリーダー的人材の育成を図っておりますし、市の防災訓練、それから団の演習を通して、地域ごとに消火栓や消火器等による初期消火訓練を実施しているところです。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 次に、住宅火災警報器のことをお聞きしたいと思うんですけれども、設置が義務づけられてから8年がたちました。現在の普及率と、まずそれが鳴ったら、まず何をするかということという、そういう訓練はなされているのでしょうか。また、警報器の電池切れも日にち、年数がたってきますとそれもあると思いますが、その点検等の呼びかけ、特にひとり暮らしの高齢者のお宅などのそういうことの呼びかけなどはどういうふうに行われているかということをお聞きしたいと思いますし、あわせて地震の発生時の火災は、電気に起因する割合が大変高いと指摘されています。低予算で効果的な対策として、地震の揺れを感知し、自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及が呼びかけられていますが、これを普及させ初期消火を徹底すれば、火災の死傷者が9割以上減るといふ推計もされています。普及に向けて設置費の補助制度を行っている、そういう自治体もあるとお聞きしておりますが、市としてのお考えをあわせてお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) 最初に、住宅用火災警報器の最新の設置率ですが、これは82%です。この設置率は市内130世帯を無作為に抽出して、消防職員が戸別訪問をして聞き取り調査を行った結果です。

それから、住宅用火災警報器が鳴った場合の対応についてですけれども、第一に火の元の確認、それから、もし火災であった場合は119番の通報と、それから可能であれば初期消火をしていただくように、防火教室などの各種講習会で消火器の取り扱い訓練などを含めて指導をしております。

それから、電池切れや住宅用火災警報器の電池切れや点検方法についてですけれども、広報郡上、それから行政情報番組、ホームページ、全戸配布のチラシ等、各種広報媒体を活用して実施をしております。

また、本年度からミニ行政パートナー事業ということで、市内の岐阜県電気商業組合郡上支部と

住宅用火災警報器の保守点検事業の委託契約を結びまして、市民からのふぐあいの問い合わせ等に対して、市内にこの電気商業組合に加盟してみえる電気店が18店舗あるんですけど、この18店舗のそれぞれの電気店から対応していただくということにしております。

次に、感震ブレーカーの件ですけれども、大規模地震発生時に火災で電気——大きな地震で、大きな地震の火災で電気が原因となったものです。これは阪神淡路大震災で61%、それから東日本大震災で65%、6割以上が電気による火災という結果が出ております。

それから、平成25年12月にまとめられました中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ、これの報告では、電気関係の出火の防止、それから初期消火成功率の向上が図られた場合は、議員が申されましたように、人的、物的被害は約9割、それから経済的被害が5割削減するというふうに試算されております。

それから、感震ブレーカーの種類ですけれども、これには分電盤タイプの内蔵型というのがあります。これは5万円から8万円で工事が必要です。それからあと2種類ありまして、コンセントタイプというのがありまして、これが1カ所5,000円から2万円、それから簡易タイプというものもありまして、これが3,000円から4,000円、これは簡易タイプは工事は不要です。

自治体による感震ブレーカーの設置支援、今議員さんが申されましたように、横浜市で平成25年から出火すると被害が大きくなる地域を対象にして補助制度を設けてみえます。郡上市としましては、地震発生後に避難するときに電気のブレーカーを落とすように、これまで市民の方々にPRをしております。自動的に電気の供給を遮断するこの感震ブレーカーというのは、やはり火災発生を防止するために非常に効果があるものであるというふうに考えております。

それから、平成27年の3月、ことし3月作成されました伝統的建造物群保存地区の防火計画策定調査報告書におきまして、郡上八幡北町に対する感震ブレーカーの設置推進と、これに伴う市の支援を掲げております。今年度から具体的な推進方法について検討をする予定であります。

結論としまして、この感震ブレーカーにつきまして、郡上市としましては、郡上八幡の北町に限らず、郡上市全体への設置推進についても今後検討していく必要があると考えております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 先ほどおっしゃいましたミニ行政パートナーの事業のふぐあいがあった場合に、18店舗の加盟してみえるお店へ連絡すれば、それが対応していただけるということは、これは無料でやっていただけるということで、そのことを教えてください。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) この住宅用火災警報器のミニ行政パートナー事業につきましては、6月号

の広報誌、それから今月の広報誌にも具体的に載せてPRをさせていただいております。

今御質問の点検料は無料ですかということですが、これは無料です。ただ、点検の結果、電池の交換が必要とか、それから本体の交換が必要といった場合には、その部分については費用が発生してきます。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

感震ブレーカーにつきましては、今お答えがありましたけれども、簡易的あれが3,000円から4,000円と、4,000円でつけれるということで、ほとんど住宅用火災警報器と同じぐらいの価格で対応できますので、皆さんにもつけていただきたいと思ひますし、また、特に住宅密集地とかそういうところでは、これがつけていただけるような、そういう推進をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、ちょっと嫌な質問かもしれませんが、再度確認をさせていただきたいと思ひます。

女性防火クラブの件なんですけれども、八幡の会長さんたちと、この件については会があるごとに話し合いをしております。災害は忘れたころにやってきます。いざというときのために総務部、消防署が話し合いを行われ、行政主導のもと各地区にぜひ組織をつくってください。一番皆さんに取り組みやすいことからでいいと思ひます。自治会の中にある自主防災組織の中に、例えば女性班長という役割の項目をつくってください。これは私たちの町内の自主防災組織のあれなんですけれども、この中には一つもそういう女性の役割をつくった項目はありませんし、女性の名前も見当たりません。

昼間家にいることの多い女性の力を願ひすることは大切なことだと思ひます。今の世の中の流れとして、組織に縛られることが好まれないことはわかっていますが、防災だけはそうも言ってもらえないことだと思ひます。1年に1回でもいいので北部と南部に分かれて役員の顔合わせをします。そのときにちょっとした防災の研修会をやっていただけるといいと思ひます。そうすれば1年ずつの役員の交代があってもより多くの方が防災の知識を得ることができ、いざというときの力になっていただけると思ひます。市のお考えをお聞かせください。

○議長(尾村忠雄君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) これは基本的な女性防火クラブの組織の再生の方針ということで、昨年3月の議会で答弁をさせていただいた内容です。このときには、普段の家庭防火や災害時の女性の役割の重要性は、一人一人の市民レベルでは十分理解されていると思ひますが、郡上市の女性防火クラブ等として組織化して活動することには、今までの経験から抵抗感があると考えられます。よ

って、現在八幡地域にある郡上市女性防火クラブが中心となって、女性防火クラブ本来の目的である家庭防火や災害発生時に女性ができることなど、防火、防災について発信をしていき、市内にその輪を広げていくという考え方で進めていきたいと考えていますと、ここまでが昨年の3月の議会で答弁をさせていただいた内容です。

田代議員から提案のありました自主防災組織の中に女性班長をつくる件ですけれども、これにつきましては、平成21年から八幡町以外の6地域において、全ての自治会とまではいっておりませんが、自治会単位の自主防災組織の中に女性連絡員を置いてもらっております。

それから、平成23年から女性防火クラブの防火、防災研修会を年2回開催しておりますけれども、こういった案内を今の自主防災組織の中の連絡員の方に案内をさせていただいております。

また、平成23年度から今言いましたように、北部と南部で1回ずつ防火、防災研修会を開催しております。

この研修会の中で、参加していただいた方々に、女性防火クラブへの加入の案内を行っておりますけれども、八幡町以外の地域から今までに数は少ないんですけれども、10名の加入がありました。

本年度はクラブ役員と消防本部事務局で自治会の自主防災組織に女性連絡員が専任されている地域に出向きまして、女性防火クラブの活動紹介と意見交換を行う予定であります。

田代議員が言われるように、災害、火災発生時には非常に女性防火クラブのやっていただくということは非常に重要なことですので、こういった活動を通して、ほかの地域の女性防火クラブのリーダーの発掘と、それから育成及びクラブ員の募集を行い、議員が提案される体制に近づけるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 抵抗感を払っていただいて、ぜひとも皆さんに組織の中に、組織の中につという言い方がいけないかもしれませんが、女性防火クラブの認識を持っていただけるように、出向いて頑張っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入りたいと思います。

地元で結婚披露宴をとということでお聞きしたいと思います。

先日、郡上八幡ホテル積翠園が中止していた結婚披露宴の受け付けを再開したと新聞に出ていました。結婚披露宴の開催は2012年まで受け付けていたが、市外で挙式する人がふえてきたことから中止した。その後、地域からの要望もあり再開することにしたという文面でした。早速、5月16日には再開後初めての披露宴があり、幸せいっぱいの新郎新婦さんの笑顔が大きく掲載されてきました。

郡上市では、かつて結婚式と言えば地元の結婚式場を利用されるのがほとんどで、シーズンともなると、お日柄のいい日などは予約がいっぱいになり、1日に2組も行われることもありました。地元で結婚式が行われるということは、多方面にわたって関係する業者さんにも大きく寄与され、引き出物を扱う贈答品屋さん、着つけをされる美容師さん、お菓子配りに使うお菓子屋さん、そして写真屋さん等々活気づいていました。時代が変わり結婚式のスタイルも随分変わってきました。従来型の結婚式に比べると都会での結婚式は、挙式される方の要望をうまく受け入れ、低コストで対応され、おまけにサプライズもあり、大変夢のあるものです。

最初にお聞きしますが、3年間結婚式を中止していた理由は単に市外への流出だけにあるのではないと思いますが、いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 3年間、結婚式の受け付けをしなかったと、確かに数件の相談はあったようでございます。今ほどお話がございましたように、十数年前には10件以上の結婚式を行っておったというようなことございまして、積翠園の特色といたしましては、やはりコンベンション機能、いわゆる結婚式等々、会議とか、そういったものが多数でなければなかなか経営ができないと、宿泊施設が非常に弱いというところがあったわけでございますけれども、今ほど議員がおっしゃいましたように、結婚式の形態がだんだんいわゆる式と披露宴を別にしたり、あるいはレストラン等々への移動が始まったりして、もちろん少子化の問題もありますけれども減ってきたといったようなことと、そうしたことからまた経営が積翠園においても厳しくなってきたと、こういった結婚式等が減ってきたことに関係するわけでございますけれども、そのために職員体制、あるいはネットワーク、今ほどおっしゃった写真屋さんとか、引き出物屋さんとかいったことの維持も難しくなってきたというようなことございまして、いわゆる3年ほど前からとてもじゃないけど、この体制ではできないと。

御存じのように、ほとんどの職員がかわってまったわけでございますけれども、そういったような体制の整備等々の問題もございましたし、受け付け件数といったものも少ないというようなことから、そのことについて模索をしておったというのが実態でございます。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、今回再開したことに当たって、地元の要望がありと新聞に書いてありましたけれども、これは若者たちからの要望なのか、また親の要望と言ってはおかしいですけれども、親の要望なのか、関係する業者の要望なのかを教えていただき、続けて、今回の再開に向けてどのようなことに力を入れ、努力を今後されていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 最近の申し込みの傾向なんですけれども、今回やっていただいた方もそうなんです、御両親の結婚式を例えば積翠園でやられた方がやったから最近次の子どもたちにもやらせたいというような要望が多々あるようでございます。

それで、先ほど言いましたように、そういった相談があったということが報告来ておりましたので、何とか再開したいなというのは積翠園自体の中での考え方でございました。

いわゆる、先ほど言いましたように、宿泊が多く対応できれば、経営の改善というものにも結びつくわけでございますけれども、残念ながら大規模的な改修ができない以上、あの施設を有効活用するにはそういった会議、あるいは結婚式をふやすことが必要だろうといったことから、関係者の市の関係でいいますと、大和総合開発の関係者の方々とそのいわゆる結婚式のやり方等々の勉強会、あるいは打ち合わせ等々をしながら進めてきて、ようやくその体制ができたかなというようなことで再開をしたわけでございます。

（４番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○４番（田代はつ江君） お料理とか、そういうこともたくさん工夫されることがあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今お話になりましたように、再開に向けての今後の努力として、ぜひ企画していただきたいことがあります。八幡町は山にそびえ立つお城があり、また町の中にはきれいな川が流れ、大変絵になる町だと自負しております。

今、台湾を初め中国からの観光客に大勢訪れていただき、大変町はにぎわっておりますけれども、お国柄なのか、お聞きするところによると、写真にはこの方たちは惜しみなくお金を使われるそうです。今後の結婚披露宴等での企画として、御本人の承諾も必要ですけれども、城山で着物を着て結婚式の記念写真を一緒に撮りませんかとか、お嫁さんの衣装を着て町並みを人力車に乗って記念写真を撮りませんかなど、そういう企画をされますと話題性もあり、また経済効果も大であり、さらに町も活気づくと思ひますが、このことについていかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） おっしゃるように積翠園の場所から考えましても、お城で結婚式をしませんかといった、いわゆるそういった計画もあって、やっていただいた、過去にですね。やっていただいた写真等々も残っております。しかしながら、今まで言いましたように、積翠園だけではなかなかこれ対応できることではございませんので、人力車の町なかでの結婚披露、あるいはそういったことも含めまして、産業振興公社とか、いろんなどころとタイアップしながらやっていきたいということをお願ひしております。

何しろ件数がふえないと、今回でもそうですけれども、なかなか写真とか着物の関係でもなかなか地元で対応できないというようなことも発生しておりますので、八幡の観光協会、あるいは公社等々と協議しながら、いわゆる連携の中でそういった結婚式をして進めていきたいということを思っておりますので、お願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 何年間かお休みをしてみえた影響もありまして、これから、今後は一生懸命やっついていかれるということに対しても、大変なイバラの道もあると思いますけれども、どうかまた昔のように、少子化もありますけれども、それを乗り越えて地元で結婚式をやっていただけるようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

多発する自転車事故の防止に向けてということで、美濃市では、自転車利用の中学生が死亡した事故を教訓に、自転車安全基本条例を、また愛媛県では愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定し、安全で安心して生活できるまちづくりを目指し、自転車の安全教育の徹底がなされています。

また、本年6月1日からは、自転車改正道路交通法が施行されました。近年自転車は生活の移動手段として通勤、通学や買い物などで利用され、なくてはならないものとなりました。

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例では、自転車利用者の責務について法令順守、損害賠償、保険加入、自転車の点検及び整備励行事項としてヘルメットの着用、歩道の通行時も車道左側に設置の歩道を通行、歩行者の通行、頻繁な歩道では押し歩きを推進しています。

郡上市では、この自転車の安全教育がどのようになされているのか、また自転車安全上、基本条例についての市の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) まず、議員御質問の郡上市における交通安全教室の現状でございますけど、交通安全教室としましては、市の交通指導員や警察署による交通安全教室を主体として実施しております。内容でございますけど、幼稚園児、保育園児、小学生、乳幼児の親、母親学級でございますけど、高齢者など全年齢を対象として実施しており、年間延べ6,000人の方々に交通安全教育を受けていただいております。

特に、市内小学校にありましては、毎年全校で交通安全教室を実施しておりまして、幼少期から自転車運転を含めた交通安全全般について学んでもらっており、交通事故防止を目指しております。

中学生に対する教育としましては、昨年度から県におきまして自転車安全運転チェックシートというものを作成、配付しまして、年に2回でございますけど、生徒が自分の自転車運転状況や自転

車点検など、各項目をチェックして学校へ報告することになっており、みずから自転車の安全運転について確認する機会というふうになっております。

高齢者に対してでは、郡上警察署と郡上自動車学校との連携によりまして、交通安全大学校を毎年開校しまして、この中において自転車安全に関する講習を実施しておるところでございます。

条例制定に関する市の考え方でございますけど、先ほど議員が御指摘ありましたように、美濃市等々では中学生の死亡事故ですね、自転車の。を契機に条例が制定されておりました、その主な内容でございますけど、市、自転車利用者、自転車小売業者、学校、保護者等の責務を明らかにしまして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的したものとなっております。

郡上市におきまして、こういったことを考えますと、その効果といたしましては、やはり自転車運転者が被害者となるような事故の件数が減少するというのが効果というふうに思われるところでございますけど、郡上市の自転車の運転者が被害者となった事例を見ますと、これ平成25年度の統計でございますけど、交通事故の死者はゼロ、負傷者は4件ということで、被害者が割かし少ない状況ということでございます。ということでございますので、先ほど言いましたような責務等々につきましては、条例というところではなくて、今まで行っておる講習等におきまして、改めてそういったところの安全基準等、それから責務等の教育等をしていきたいということと、一層の充実を図っていきまして、安全運転の普及啓発というふうに努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 安全講習会の様子はINGさんとか郡上ケーブルテレビで時々見ておりますのであれですけど、ああいう場面とはまた違って、実際のところを見ますと、中学生が自転車で3列ぐらいになって話をしながら行くとか、今のスマホを抱えながら、話しながら行くとか、もう本当にこれで事故で起こらないのが不思議だと思ふような光景をよく見かけますので、今後とも自転車の安全についてはより一層の御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、学校におけるがん教育の授業への導入にということで行いたいと思ひます。ちょっと早口になりますけれども、すいません。

がんへの理解を通じて命の大切さを学校で学ぶがん教育が全国で展開されています。福岡県では小中学校、高校の各1校をモデル校として患者さんらによるがんの体験を聞く授業を行ってのようです。

最初にモデル校での講演会の一例を紹介いたします。「今幸せですか」。講演会の冒頭、登壇された方が生徒に問いかけたが、生徒たちの手は挙がらなかったそうです。すかさず、「私の話を聞いて、今の皆さんの生活が幸せだと実感してもらえたらうれしいです」と語り出されました。この

方は当時6歳だった長男を血液のがんである急性骨髄性白血病で亡くされました。自身も三度がんを体験してみえます。会場のモニターにはあどけない息子さんの写真が写し出され、体調が悪化するにつれ、表情に明るさが消えていく様子、「お母さん一度でいいから飛行機に乗りたくない」という忘れられない言葉、息子がお姉ちゃんと言い争いをしている様子などを話し、けんかをしていたところが一番幸せで楽しかったと振り返ってみえました。

最後に、自身の入院生活での悩みや家族の支えに対する感謝を述べた上で、未成年の時期に喫煙などで自分の体を傷つけないでほしい、家に帰ったら家族に笑顔でただいまと言ってあげてください。皆さんが今の一瞬一瞬を大切にしてくれることを願っていますと呼びかけ、講演を結ばれたそうです。

参加した生徒たちからは、日々の生活、家族を大切にすることを学んだ、がんは治らない病気ではないことを初めて知り、家族にがん検診を受けるように勧めようと思うなどと感想を語ったそうです。

郡上市の小中学校、高校でも、折に触れ、がん教育に限らずいろいろな角度から講演会をやってみえると思います。

最初に近年の講演会の内容と児童の反響について教えていただきたいと思うんですけれども、時間の関係上、このことも最後にあわせてお願いをしたいと思います。

先ほど紹介させていただいたがん教育の講演会ですが、今の幸せを感じ、命を大切にすることを大切にしたいと思います。また、自分の体を傷つけない健康の大切さも身につけるとと思います。また、今新聞、テレビで目を覆いたくなるような家族間の事件をも考える機会になると思います。専門的な知識を持った人、有識者にこだわらず、がん経験者らによる講演会など、命の大切さを知り、生きる力を育むがん教育の授業の導入について市の考えを、先ほどの最近の講演会の反響等を含めてお願いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 郡上市では、全ての学校で、今命のカリキュラムというものを作成しておりますから、それに基づいて命と人権を大切にするという学習を計画的に行っております。

その中で講習として実施してるのは、小学校では自分自身の命を守ることと、それから弱い立場の人と理解をし合うということをメインにしておりますけれども、具体的には警察や消防署による連れ去りの未然防止教室、あるいは救命防災教室等を行っておりますし、保健所やお医者さんを指導者として、喫煙や薬物の乱用防止の教室等を行っております。

中学校では、自分自身の健康管理と、それからしっかりと自分の命を大切に、生きていく生き方をメインにした学習を行っておりますが、医師や薬剤師の方による性感染症や薬物乱用の防止の授業、それから、これ子育て支援センターの協力で、赤ちゃんとの触れ合い体験というのも行

っております。これは命を直接子どもたちが肌を通じて感じるには大変いい学習だというふうにして思っております。

生徒の反響ですけれども、総体的には専門の方からの話を聞けるということで、深い理解ができるというふうにして思っておりますし、特にそれぞれの道で長く取り組んできておみえになる方の話というのは、やっぱり説得力がありますので、効果的な学習になっているのではないかというふうに思います。

それから、御質問にあったがん教育を、例えばがんを克服した方、あるいは御家族の中でがんで仮に亡くなられた方、そういった一方で克服された、一方で克服し切れなかったという方を講師として招いてということですが、このことについては私自身は慎重に進めていきたいというふうに思います。

といいますのは、それぞれの家庭、あるいはそれぞれの克服された方にもさまざまな歴史がありますので、また場合によっては死に直面をするという、そういったこともあり得ます。したがって、どういう方を招くということについては事前の学習と事後の学習という一連の中で行わないとトピックだけで行うということは、これは場合によってはかえって問題だというふうにとらえておりますので、仮にそういったがん教育を行う場合に、がんの経験者を講師として呼ぶ場合には、1カ月、あるいは2カ月という計画の中で十分講師の方と相談をして、そして生徒への事後の学習、そして事前の学習を大事にしていくというふうに考えてます。

私、今までの経験した中では、パントマイム芸人のマルセ太郎さんを学校へお呼びになったという、そういった実践があったんですけど、これは1年以上の準備期間をかけて子どもたちと、がんとともに生きていくという生き方を貫いているその方とのかかわり合いの中で、子どもたちが命を大事にするという学習をしたという、そういう実績がありますけれども、それまで長い準備は不要かもしれませんが、一定期間の準備等きちんとした計画に基づいて、実施するとしたら実施をしていくという、そういう配慮が必要というふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。私たち浅はかな考えもあるんですけど、専門的な知識を持った人の話を聞くのもいいですけども、体験に勝るものはないと、そういうふうにしていましたので、体験をされた方のお話を聞けば、心が皆さんも動くだろうと思っていましたが、そういう慎重さが大切だということもよくわかりましたので、また今後のことにつないでいただきたいと思います。いろいろと急いで御答弁をいただきまして、申しわけありませんでした。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時49分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

---

◎議案第109号から議案第113号までについて（議案質疑・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第109号 郡上市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第113号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題とし、議案ごとに質疑を行います。

議案第109号、議案第110号、議案第111号、議案第113号については、質疑通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第112号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 議案第112号であります。郡上市国民健康保険税条例の一部改正、この改正について、国民保険税の限度額を引き上げる理由についての説明を求めたいと思います。なお、改正による影響額と、これまでの改正の経過も示していただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

今回の国保税条例の一部を改正する条例でございますけれども、先般の議案説明でも御説明をいたしました。改正内容は大きく2点ございまして、1つ目が国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。2つ目が国民健康保険税の5割及び2割軽減世帯に対する均等割額、平等割額の軽減の基準となる所得の見直しでございます。

そこで御質問にございます限度額を引き上げる背景または理由についてというところでございませぬけれども、国民健康保険税につきましては御承知のとおりでございますけれども、負担能力に応じた公平な負担というところが基本となっております。受益との関係におきまして、被保険者の納税意欲に与える影響であるとか、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度というものを設けているところでございます。

厚生労働省のほうでは、国民健康保険の賦課限度額について、これまで協会けんぽの目安、これは平成25年度の本人負担上限は介護分も含めまして、約でございますけれども115万円というところ

ろになっておりますが、こういった目安というものを参考にしつつ、限度額の超過世帯の割合でございすけれども、3%程度になるよう改正を行ってきたところでございます。

昨年度、平成26年度でございますけれども、超過率が3%を超えていた後期支援者分、これが3.56%、それから介護分4.07%、この割合に対してそれぞれ額面的に言えば2万円を引き上げをさせていただくことによりまして、後期支援分につきましては2.7%、それから介護納付分につきましては2.99%と2%台になるという改定でございましたが、本年、平成27年度からにつきましては、被用者保険のこの割合、これが1.5%、この割合に近づけるように段階的に引き上げる方針に国のほうでは転換をしたというところでございます。

今回の改正に基づきまして、国の試算でございますけれども、限度額超過世帯の割合は2.46%から2.25%ということで、0.21ポイント減少をするという見通しを立てております。この方針に基づきまして、今回地方税法の施行令の一部改正が行われたことから、本議会におきまして条例の一部改正をお願いするものでございます。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては先ほど申しましたとおりでございますが、個々の負担能力の均衡を保つ観点から、高所得の層の方に対しましては、相応の負担をお願いし、中間の所得層に配慮をしたと、配慮をするということになっております。

また、被用者保険の仕組みとのバランスであるとか、医療分、後期支援分、それから介護納付分の限度額超過世帯の割合とのバランス、こういったところを考慮した考え方のもとに設定をさせていただくということになってございますので、御理解をいただきたく、よろしく願いをいたします。

それから、今回の改正に伴います影響額でございますけれども、限度額の引き上げに伴う影響ということで推計をしたところ、増収分につきましては491万9,000円というところを見込んでございます。

この限度額引き上げの影響を受ける世帯数でございますけれども、医療分につきましては167世帯、前年比で17世帯の減、支援分につきましては171世帯、前年に対して27世帯の減、支援分につきましては56世帯、前年に対して26世帯の減というところを推計してございます。

対しまして、軽減拡大による減収分というところで、いわゆる5割、2割の軽減拡大による減収分でございますけれども、こちらにつきましては333万3,000円というところで試算をしてございます。内訳としましては5割軽減の世帯でございますけれども、104人、世帯数でいきますと52世帯というところになっております。2割軽減につきましては40人、世帯数からしますと13世帯というところでございます。

次に、賦課限度額のこれまでの推移という御質問もいただいておりますけれども、これまで政令等の改正に伴いまして、税条例の改正をさせていただいたところでございますけれども、近年に

おけるこの限度額でございますが、平成23年度医療分、支援分、介護分含めまして限度額77万円というところございました。24、25年度、この2年間については据え置きということになってございまして、26年度につきましては先ほど申しましたように、医療分についての引き上げはございませんでしたが、後期支援分と介護分、それぞれ2万円ずつ引き上げをさせていただいて81万円に。それから、今年度提案をさせていただいております限度額につきましては、医療分52万円、それから支援分17万円、そして介護分につきましては16万円ということで、総額といたしますと85万円ということで、前年対比4万円の引き上げをお願いするということでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 説明では影響額の増が491万円で、軽減のほうは333万3,000円というようなことの御説明でしたが、これらについてもせっかくですので、この前資料もいただいております、この資料を。けれども、そういう細かいことについては、特に経過なんかについては、また文章で示していただきたいと思っておりますのでお願いをします。

それから、今の説明の中で、さっと聞いただけでちょっとわからんことが1つあって、被用者の1.5%にあわせるというお話がありました。ちょっと理解が十分できませんので、この説明をお願いをします。

○議長(尾村忠雄君) 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) まず被用者保険でございますけれども、これは協会けんぽ等の保険、保険者が運営している保険でございます。対しまして、国民健康保険については市町村が運営をしているというところでございますが、先ほどお話ししたように、被用者保険のいわゆる限度額でございますけれども、26年度の国民健康保険の超過世帯の割合については、昨年の改正時におきます割合については先ほどお示しをしたところでございますけれども、国の試算におきまして、26年度の実績見込みというところでは2.46%、これに対して今回引き上げを行わせていただくことに伴いまして2.25%ということで、0.21%というところの影響があるというところでございますが、1.5%というところは、いわゆる被用者保険全体に係る今の割合というところでございますが、国保に対しますと被用者保険の割合についてはまだその1.5%というところになっておりますので、今後国のほうでどういうふうな予定をされるかというところについては法制の改正等々に伴いまして行われるというようなこととなりますが、今回国が方針を見直したというところについては、国保のこの割合につきましても今後被用者保険の割合に近づけるような形で、段階的、計画的な改正が予定をされるであろうというところでございますので、よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） まだ十分な理解ができずにおりますので、また資料を見せていただきながら勉強をしたいというふうに思いますが、いずれにしても、御説明では、より高いところまで限度を持ってきたことによって、国保会計が少しでもそういうところから、今までは低かって、限度81万円でしたか、今度が85万円になりますから、少しふえるわけです。そういう収入に対する効果があるんやという御説明やと思うんですが、国保会計そのものは全体として低い、非常に所得の低い人たちが多くいものですから、これに引き上げられることによって、所得の保険料がたくさん納めなければならない人がそれだけ、これ人数的には何かちょっと減るようなことで、ちょっとその辺のこともまた僕勉強したいなというふうに思いますけれども、そういうことですので、大変どどん国保税も、そのものも上がってますし、この間の話のような、どどん制度そのものを変えられようとしておりますし、国保の負担っていうのは非常に大きいというように私は思ってますので、そういった点についての心配から質問しました。後日またこれは文教民生委員会なんかでも検討されますので、そこでもお聞きをしていきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で議案第112号の質疑を終了いたします。

議案第109号から議案第113号までの5議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に付託いたしました議案第109号から議案第113号までの5議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月26日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第113号までの5議案については、6月26日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

（午前11時25分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市